

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十一月十四日奈良県指令中土第五五―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年一月三十日中土第七四―一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪元松之本方七六―一及び七六―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪一六四番地

森北 浩永